

【協定第19号】

慣行の取扱い（新町の町章選定）について

新町の町章について、次のとおりとします。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会  
会長 喜 多 輝 昭

新 町 の 町 章



第13回協議会（平成16年11月12日） 提案

第13回協議会（平成16年11月12日） 確認

平成 16 年 11 月 12 日

白石・福富・有明 3 町合併協議会

会 長 喜 多 輝 昭 様

新町町章選定委員会

委員長 大久保 孝 夫

新町町章選定委員会報告について

白石・福富・有明 3 町合併協議会新町の町章選定要領第 4 条の規定に基づき、下記のとおり協議経過をご報告いたします。

報告事項

1. 会議開催状況

別紙のとおり

2. 新町の町章選定作品について

別紙のとおり

## 町章選定委員会経過報告

### ○第1回新町町章選定委員会

平成16年9月10日(金) 於 合併協議会事務局会議室

委員長 大久保孝夫氏(福富町)

副委員長 藤崎健次郎氏(白石町) 選任

- ・応募要件を満たさない、地色を含め4色以上の作品をどうするか検討。デザイン的には優れているものがある可能性もあるため、4色以上の192作品を全員で検討した結果、3作品を別枠として区分した上で、本選に参加させることで合意。
- ・9月1日以降消印分については、開封しないで無効とすることで決定。

### ○第2回新町町章選定委員会

平成16年9月22日(水) 於 白石町総合センター2階和室

- ・応募要件を満たしている作品の中から、各委員が数作品ずつ選び、77作品を選定。要件外の4作品(※)と合わせて81作品を選定。  
(※) 3色以内で要件を満たしているとしていた中に1点だけ4色の作品が入っていた。前回の3作品と合わせて、要件外は4作品とする。
- ・それらを円形、三角形、四角形、その他の系統別に分け、委員全員で各系統から数作品を選出し、20作品が残る。残りの61作品は落選ということにせず、次回、違う視点で判断するかもしれないということで、保留にしておく。
- ・残った作品をモノクロで見た場合も参考とするため、次回、白黒コピーをとっておく。また、他の市町章と全く同じということを防ぐため、参考に佐賀市立図書館より書籍を借用しておく。

### ○第3回新町町章選定委員会

平成16年10月5日(火) 於 白石町総合センター2階和室

- ・系統別の20候補作品とその他予備候補計81候補から、それぞれのモノクロコピーも判断材料として選定。
- ・他市町村章を一通り見て、類似している作品を除外する。
- ・全体の中から委員全員で協議し、4作品を選定。  
(内訳20候補から3点、その他候補から1点、4色以上はこの段階でなし。)
- ・次回、委員全員でそれぞれについて修正案を検討することとする。
- ・協議会に提案するのはあくまでも応募作品とするが、委員会の附帯意見として修正案、また、委員会としての推薦順位等も含めて提案したい。

### ○第4回新町町章選定委員会

平成16年10月21日(木) 於 合併協議会事務局会議室

- ・前回選出の4作品に修正等を加えながら、委員それぞれの意見を出し合い、最終的には多数決により3作品を選定。
- ・最終3作品について、将来像(～豊穰のまち)にふさわしい色、バランス等を再度、慎重に検討し、委員会としてはこのようにしてみてもどうかという原案に対する修正案を作成。
- ・選定理由を各委員に列挙してもらう。

協定項目	慣行の取扱い
調整の内容	1. 町章、町民憲章、町花、町木、町歌及びシンボルマークについては、新町において制定する。
調整の具体的内容	1. 町章、町民憲章については、合併後に新町において制定する。

1. 町章公募応募状況(最終)

	～20才	～40才	～60才	61才～	不明	計
3町内	6	18	29	21	1	75
県内	3	15	17	14	3	52
県外	8	161	318	181	1	669
計	17	194	364	216	5	796

2. 町章選定委員会選定作品

①



デザインの趣旨

1対1の枠内に新町名の『白石』をひらがなで図案化し、『ろ』の円弧は町民の輪であると同時に、豊穡、大漁を意とした器に見える上部を持ち上げている様子を図案化したもので、色は大地、大自然、作物の基本となる『みどり』を表したものです。

選定理由

- と△を基本に、「し」と「ろ」を組み合わせたデザインであり、明快で誰にでも分かりやすい。
- 三角形と円形の組み合わせが面白い。
- 大地の色、黄緑が落ち着いた色で、新町の基本理念である「豊穡のまち」の特色が出ている。
- シンプルで分かりやすく、町章として親しみやすい。

修正案



- 三角形と円がシンメトリーになっており、まとまりすぎているため、勢いやリズム感を出すように「し」の先端を少し伸ばして変化をつけた。
- 色が緑一色で強調するものがなかったので、アクセントとして豊穡(稔り)の色、朱色を使って、隙間を広くすることにより「しろ」をわかり易くした。

②



デザインの趣旨

白石町の文字「し」をモチーフに豊かな有明の海と緑の大地、そして清らかな水の流れを表し、「白石町」を表現しました。人と大地とともに未来に向かっていくことを波で描きました。

選定理由

- と△が美しい組み合わせで、すっきりとまとまっており、3つの中でバランス、親しみ易さ、意味付け等デザイン的には最もレベルが高いと思われる。
- 大地と海、白石平野と有明海をうまく図案化しており、白石町をイメージできる。
- デザインと構成、発想がおもしろく、全国的にもユニークなマークと思われる。

修正案



- 上品な色の組み合わせで原案のままでもいいが、いまい少し活気を感じる色にした。
- 形そのものは完成度が高く、投稿時のままだが、色味が同系色で平凡だったので、上部のグリーンを豊穡の色、朱色に変えることで、力強さを感じさせ、楽しくリズムカルなものになるよう修正した。

③



デザインの趣旨

新町のまちづくり理念「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」をテーマ。自然環境の地形、緑広がる平野に恵まれた新町をモチーフに、「白石」の二字を図案化し、町勢の飛躍発展と町民の融和、団結を表した。

選定理由

- 「白」と「石」の組み合わせであり、マークとしての特長がよく出ていると思われる。
- 町章に欲しい品格のようなものを感じさせる作品である。
- デザインが斬新であり、目のような形は人々の印象に残り、インパクトを与えられる。
- 町章としては最もわかりやすいデザインになっている。円形の構成として代表されるものであった。

修正案



- 中心部分がどうしても瞳に見えてしまった為、イメージを少なくするように「石」の「口」の字の空間を大きくし、二色にするなど工夫・修正を加えた。
- 遠目で見ただけの場合にコンパクトになるよう、デザインとして全体を円形に整え、色も町旗などに使用することも考えて強くすっきりとさせた。

## 新町の町章選定要領

第1条 この要領は、新町の町章募集要綱（以下「要綱」という。）に基づき、新町の町章選定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第4条第1号にいう「ふさわしい町章」とは、次のものをいう。

- (1) 新町がイメージできるもの
- (2) 新町の特徴を表すもの
- (3) 新町の歴史・文化にちなんだもの
- (4) 住民の理想・願いのこもったもの
- (5) 全国的にアピールできるもの
- (6) その他新町にふさわしいもの

第3条 選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 新町のまちづくりの基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を踏まえた将来像にふさわしい町章とする。
- (2) 町旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインとする。
- (3) 用紙の地色を含め3色以内とする。なお、グラデーション(ぼかし、濃淡)で表したものは不可とする。
- (4) 他町章及び他商標等と類似しないものであること。
- (5) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (6) 自作の未発表作品とする。

第4条 選定方法は、次のとおりとする。

- (1) 選定に際し、専門的な知識を有する者による新町町章選定委員会を設置する。委員会は、会長が委嘱する委員6名以内をもって組織する。
- (2) 公募締め切り後、事務局で整理集約し、公募結果を速やかに委員会に送付する。
- (3) 委員会は協議により、新町にふさわしい町章デザイン3作品程度を選定し、協議会に諮る。なお、協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票にて選定する。
- (4) 協議会は、委員会が選定した作品の中から、採用作品1作品を決定する。なお、協議による選定が困難な場合は、協議会委員全員による投票にて選定する。
- (5) 選定に際し、委員会において作品の修正変更を加える場合がある。

<p>山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日合併）</p>		<p>山梨県南アルプス市（平成 15 年 4 月 1 日合併）</p>	
	<p>周南市の「し」をモチーフに、2市2町の「し」が、海から、山から「元気発信都市」にふさわしく飛び跳ねながら、周南市の未来へ、市民一同がジャンプしているイメージで意気高らかに謳いあげています。</p>		<p>○デザインの趣旨 南アルプス市のイニシャル「M」と「A」を組み合わせ、「南アルプス市」をイメージしました。「自然と都市(人)との調和」が下の楕円により表現され、「未来に飛躍する夢と希望の都市」が上部の三角形のフォルムにより表現され、南アルプス市を明るく、力強くシンボライズ(象徴化)したデザインです。</p>
<p>長崎県壱岐市（平成 16 年 3 月 1 日合併）</p>		<p>香川県東かがわ市（平成 15 年 4 月 1 日合併）</p>	
	<p>壱岐市の「i」をモチーフに躍動する曲線で「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐」の更なる飛躍する姿を力強く表現しました。 漢字の「人」で波を表現し、壱岐に来る多くの人々の出会いと交流をイメージ、赤は活力と未来へ輝く太陽、緑は自然に恵まれた豊かな暮らしを意味します。</p>		<p>「東かがわ市」の頭文字「ひ」を図案化したもので、東かがわ市が未来に向かって勢いよく飛翔し、その存在を力強く発信していく姿を表現しています。また、両翼の三本の羽根とそれを結ぶ輪は、引田町、白鳥町、大内町がひとつになって誕生した市を意味しています。</p>
<p>長崎県対馬市（平成 16 年 3 月 1 日合併）</p>		<p>東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日合併）</p>	
	<p>市章 対馬市の頭文字「つ」を6つ使い、合併した6町を表しています。また、対馬の歴史と未来への発展をつなぐ時間の流れを表したものです。</p>		<p>市民一人ひとりを優しく包み込み、市の未来へ突き進む先進性・創造性を躍動感いっぱい表現したもので、市の特性を生かしたまちづくりを推進する願いが込められています。また、緑色を使うことで豊かな自然も表現しています。</p>
<p>香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日合併）</p>		<p>岐阜県下呂市（平成 16 年 3 月 1 日合併）</p>	
	<p>さぬき市の頭文字（イニシャル）の「S」を生かして描いたもので、市の将来像をうたった「親自然・真健康・新創造都市 さぬき市」のすべてのイニシャルをも表現している。 市章の色彩について、青は大空と瀬戸内海の海の色で沿岸部を、緑は豊かな自然と平和に満ちた内陸部を表現している。 全体像としては、すべての市民が共に手を携えて、新しい世紀へ夢や希望を持って回転する姿であり、そのエネルギーとなる潮流の姿を中心部に置いたもので、左右には大空高く舞い上がる海鳥や山野鳥の飛翔を描き、さぬき市の輝かしい未来を象徴している。</p>		<p>デザインの趣旨についての記載なし。</p>